

(2) 年間計画

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥類の卵の採取等及びヒナの違法捕獲取締り	←			→			←	→						随 時
飼養鳥類の違法捕獲及び無登録飼養取締り	←												→	
狩猟取締り（狩猟時間及び人家等に向けての矢先不確認取締り、銃猟禁止場所での取締り、禁止猟具及び猟法を用いての捕獲等取締り、無登録者の取締り、狩猟禁止場所での取締り等）								←					→	随 時
狩猟道德の向上の指導								←					→	
許可捕獲における違法捕獲取締り	←												→	随 時
鳥獣の加工業者に対する立ち入り検査	←												→	随 時
鳥獣の販売業者に対する立ち入り検査	←												→	随 時
猟具販売業者に対する立ち入り検査	←												→	随 時

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

現在、イノシシやニホンジカ、ニホンザル等の鳥獣による農林水産業等への被害は、捕獲数が増加しているにも関わらず、依然として厳しい状況にある。さらに、一部の獣類が住居集合地域等の人の生活圏へ出没することによる生活環境被害にも留意する必要がある。

一方で、生息・生育環境の悪化等による地域個体群の維持が危ぶまれている種が生じており、希少種保護や生態系保全にも適切な対応が求められている。

また、鳥獣の保護及び管理の重要な担い手である狩猟者については、高齢化等に伴い減少しており、その確保が必要な状況となっている。

これらを踏まえ、野生鳥獣の種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害防止を基本とし、関係者が連携し、鳥獣保護管理事業を実施していく。

2 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等の狩猟に係る各種規制制度を必要に応じて実施する。また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、柔軟に対処する。

3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

傷病鳥獣の救護については、県獣医師会、救護所の協力を得ながら、鳥獣保護センターを中核的な位置づけとし、機動的に保護収容及び介護を行い、傷病鳥獣の救護への取組を行う。油汚染事件等により、一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合の救護については、傷病野生鳥獣救護医等の協力を得て、迅速な対応を図る。また、巣立ち途中のひなを傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、野生鳥獣の無用な保護の防止について、広報媒体等を通じて積極的な普及啓発を図る。

なお、鳥獣は、山野等にあつて、専ら他の生物を補食・採食し、個体の生と死を繰り返している。このように生態系は野生生物の生と死によって成り立っており、鳥獣の死も生態系の重要な要素となっている。

このような考え方を踏まえ、救護対象については、原則として、人との関わりによって負傷等したものを対象とし、野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣は救護の対象としない。

なお、傷病野生鳥獣を放鳥獣する場合は、発見救護された場所周辺で放鳥獣することとし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。